高齢者・障害者等の要配慮者に関する防災と福祉の連携について

令和４年度 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）
小野　雄大

本日の説明内容

災害時に誰一人取り残さないために
平時から保健福祉部局と防災部局との連携体制の構築が重要

〈目次〉

１．高齢者等の円滑かつ迅速な避難に向けた取組
～避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成～

２．福祉避難所の指定及び直接避難について

３．その他の取組
～クラウド型被災者支援システム・災害ケースマネジメント～

１．高齢者等の円滑かつ迅速な避難に向けた取組
～避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成～

近年頻発する豪雨災害における高齢者等への被害の集中

●平成30年７月豪雨

愛媛県、岡山県、広島県の死者数のうち、60歳以上の死者数の割合

→約70%(131人/199人)　（高齢者の死者数/全体死者数）

（うち市区町村別死者数最大の倉敷市真備町における70歳以上の割合
約80%(45人/51人)）

●令和元年台風第19号

全体の死者数のうち、65歳以上の死者数の割合

→約65%(55人/84人)

●令和２年７月豪雨

全体の死者数のうち、65歳以上の死者数の割合

→約79%(63人/80人)

（うち熊本県　約85%(55人/65人)）

注：本資料中に記載している死者数等の数値は、2020年12月24日に公表された「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」本文中に記載されているものであり、最新値とは異なる可能性があります。

災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要

施行日：令和３年５月20日

趣　旨

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

改正内容

１．災害対策基本法の一部改正

①災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

１）避難勧告・避難指示の一本化等

＜課題＞

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。 避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

（住民アンケート
・避難勧告で避難すると回答した者：26.4%・避難指示で避難すると回答した者：40.0%）

避難情報の報道イメージ
（内閣府で撮影）

＜対応＞

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から**避難指示**を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。

２）個別避難計画（※）の作成

＜課題＞

避難行動要支援者名簿（平成25年に作成義務化）は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。

（近年の災害における犠牲者のうち
高齢者（65歳以上）が占める割合
令和元年東日本台風：約65%
令和２年７月豪雨：約79%）

＜対応＞

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、**個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化。**

任意の取組として計画の作成が完了している市町村　約10% 任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村　約57%

※併せて、マイナンバー法を改正し、名簿・計画の作成等に当たりマイナンバーに紐付く情報を活用

避難行動要支援者が
災害時に避難する際のイメージ

３）災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置／広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等

災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難（広域避難）させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等を措置。

大規模河川氾濫時の他市町村への避難イメージ

②災害対策の実施体制の強化

１）非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更

２）防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置　※非常災害に至らない、死者・行方不明者数十人規模の災害について設置

３）内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加

令和２年７月豪雨時の非常災害対策本部

２．内閣府設置法の一部改正

内閣府における防災担当大臣の必置化

３．災害救助法の一部改正

非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用

国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。

個別避難計画の概要

○高齢者や障害者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画

○これまで取組指針(※)で作成を促してきたが、災害対策基本法に位置付け、さらに取組を促す

（※）避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針　平成25年８月　内閣府（防災担当）

【取組指針に基づく市町村の作成状況】計画の作成が完了している市町村：約８％　一部の計画の作成が完了している市町村：約59％　未作成：約33％

令和４年１月１日現在

対　象　者　○高齢者や障害者などのうち自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者

作　　成　○市町村が作成に努める(努力義務)ものとし、福祉専門職など関係者と連携して計画を作成

※地域における災害被害の想定や本人の心身の状況などを踏まえ、優先度が高い方から計画を作成

※個別避難計画は、避難行動要支援者本人の同意を得て作成

※個別避難計画の作成に要する経費について、普通交付税で措置

記載内容　（氏名、住所等のほか）　○避難支援等を実施する者　○避難先　等

個別避難計画の避難支援等関係者(※)などへの提供

（※）避難支援等関係者：消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など

○適切な避難支援等が実施されるよう、個別避難計画を避難支援等関係者などに提供

○平時は、条例に特別の定めがある場合又は避難行動要支援者本人等の同意がある場合に提供し、災害時は本人等の同意を要しない

個別避難計画の作成に係る財政措置・支援策等

＜作成に係る財政措置・支援策＞

（財政措置）

●令和３年度より、市町村における**個別避難計画の作成経費について新たに地方交付税措置**

・優先度の高い方について、おおむね5年程度で作成に取り組むよう依頼

・作成には福祉専門職の参画も想定している。作成経費は、これまでの事例等から、福祉専門職の参画に対する報酬や事務経費など一人あたり７千円程度を要すると想定

（支援策）

●作成手順などを明示した具体的な取組指針の提示

→「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和３年５月改定）

※福祉避難所については、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（令和３年５月改定）

●優良事例を全国的に展開するためのモデル事業の実施（内閣府予算事業）

《令和３年度実績》

市町村事業　個別避難計画の作成プロセスの構築に取り組む市町村の事業（計34団体）注）特別区も市町村事業の対象となる

都道府県事業　管内の市町村事業の成果等を共有する場を設け、意見交換をして改善し、横展開をすることなどに取り組む都道府県の事業（計18団体）

《令和４年度》

令和４年度においても、自治体における個別避難計画の効果的・効率的な作成手法を構築するため、引き続き、モデル事業を実施。（市町村23団体、都道府県11団体）

●活用の可能性がある既存の補助制度（※）の紹介・周知

※防災・安全交付金や農山漁村地域整備交付金は、個別避難計画の作成に活用できる可能性がある

厚労省等との連名通知について

連携が図られるように、内閣府と厚生労働省等の連名で関係部局や団体等に留意点等を周知

○「個別避難計画作成等への支援策等について（周知）」（令和３年６月22日付け事務連絡）

各都道府県・市区町村民生主管部（局）　⇦　内閣府・厚生労働省

▶消防防災主管部局と福祉・保健・医療など関係部局の間で綿密な連携を図り、実効性のある個別避難計画作成の取組

○「社会福祉施設における避難の実効性確保に関する取組み等について」（令和３年６月25日付け事務連絡）

各都道府県民生主管部（局）　⇦　内閣府・消防庁・国土交通省・厚生労働省

▶施設入所から在宅サービスに移行する者等の取扱いについて

○「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針等を踏まえた業務継続に向けた取組等のさらなる推進について」（令和３年７月６日付け事務連絡）

特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会
一般社団法人日本介護支援専門員協会　⇦　内閣府・厚生労働省

▶協会と市町村が一層の連携が図れるよう、平時及び災害発生時における取組

○「難病患者等に関する避難支援等体制の整備について（周知）」（令和３年12月14日付け事務連絡）

各都道府県・指定都市 難病対策課
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
小児慢性特定疾病対策担当課　⇦　内閣府・厚生労働省

▶都道府県等と市町村の間での難病患者等に関する情報を共有する仕組みを構築する取組

（参考）社会福祉施設における避難の実効性確保、個別避難計画との連携（国交省、厚労省、内閣府、消防庁の連携）

令和3年6月25日
4省庁連名通知

○ 関係省庁が連携し、高齢者施設や障害者施設の避難の実効性確保に取組むとともに、避難確保計画と個別避難計画の連携を図り、高齢者や障害者等の切れ目のない避難支援を実施。

国交省　厚労省　内閣府　消防庁

○ 避難確保計画の作成と訓練実施の徹底
○ 避難の実効性を確保するための避難確保計画のチェックリストの提供

○ 高齢者や障害者等の情報を確実に把握するための仕組みの構築

（令和3年6月25日 4省庁連名通知）

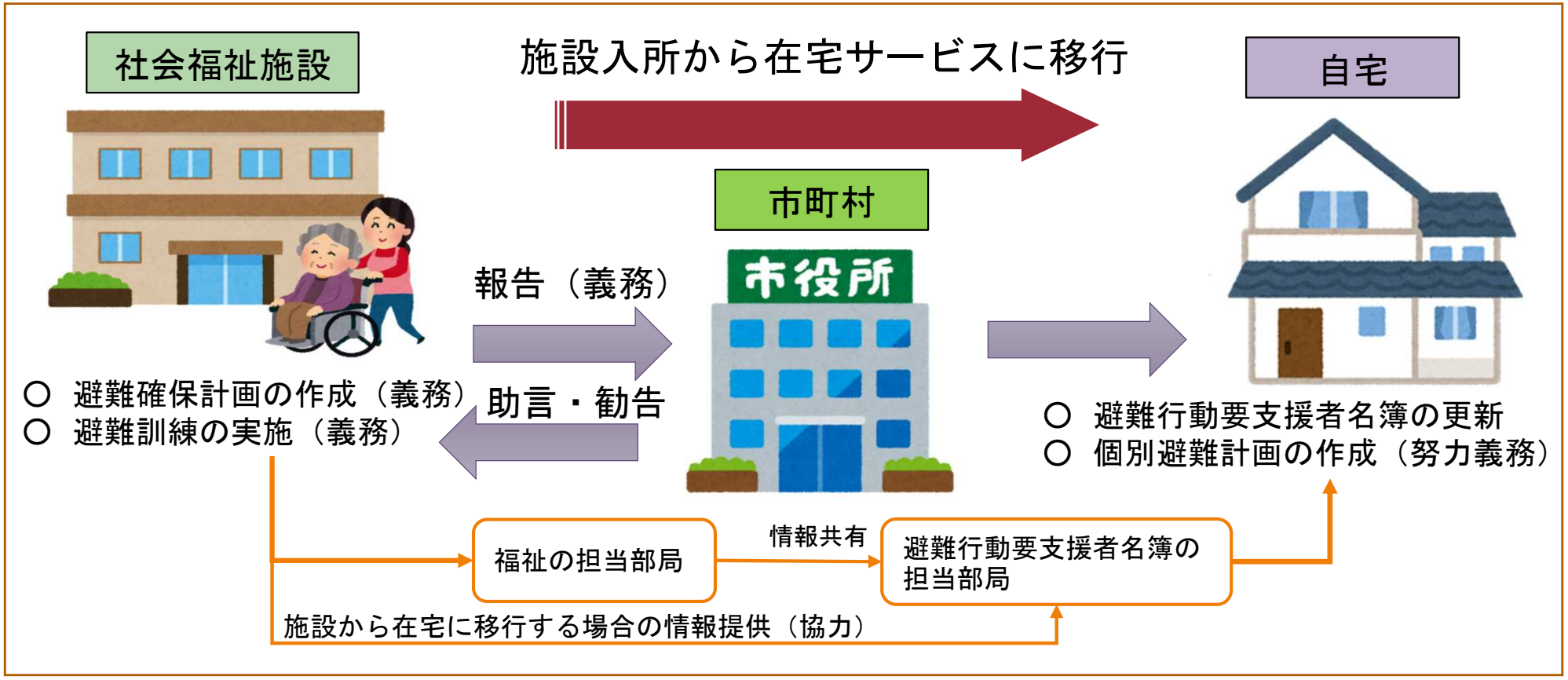

（参考）避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針等を踏まえた業務継続に向けた取組等のさらなる推進について［内閣府参事官（避難生活担当）・厚生労働省担当課連名事務連絡］

○　令和3年度介護報酬改定においては、災害等が発生した場合であっても、必要な介護サービスや障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者、障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続計画（BCP）の策定等が、3年間の経過措置を設けた上で義務づけられました。

○　「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年８月）」も踏まえ、介護サービス事業者や障害福祉サービス等事業者は、平時から市町村の防災部局等関係者とも連携して災害発生時の避難先など利用者情報を予め把握することなどにより、利用者へのサービス継続に向けた取組を推進していくことが重要です。

○ 令和３年７月６日付け標記の事務連絡（介護支援専門員協会及び相談支援専門員協会宛）において、事業者に対して以下取組への協力や参画をお願いしています。

平時における連携

個別避難計画の作成への参画

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の共有
（→発災時の安否確認方法等の検討）

市町村の防災訓練との連携

発災時、又はおそれ段階における連携

事前に検討した方法に基づき、利用者の安否確認を実施

避難所等（在宅避難を含む）においても必要な介護サービスや障害福祉サービスを提供

個別避難計画の策定状況

個別避難計画が未策定の市町村は574団体であり、前回の調査結果（令和２年10月時点）の577団体とほぼ同じ状況である。

優先度の高い避難行動要支援者について令和３年度からおおむね５年程度で作成することを市町村に依頼している。<u>５年程度で作成するためには、本年度中に着手することが非常に重要である。</u>

こうしたことから、地域の状況に応じて、できる取組から順次取り組むことにより、令和４年度中に着手予定の251団体は令和４年度中に着実に取組を進め、令和５年度以降に着手予定の288団体は令和４年度中に着手することについて前倒しを含め検討することを市町村に求めている。

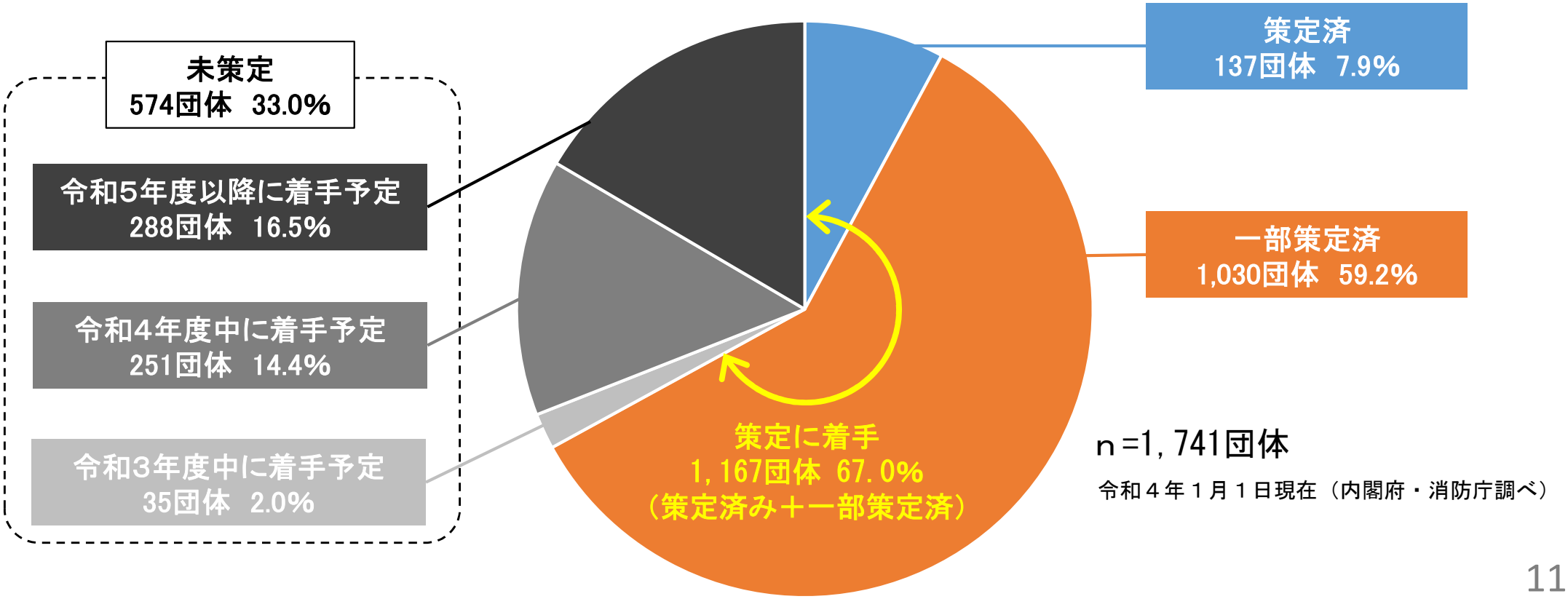

個別避難計画作成の段取りに係る考え方（例）

作成の優先度が高いと判断⇒市町村が支援し個別避難計画を作成

対応の流れ（一例）

〔Step1〕庁内外における推進体制の整備、個別避難計画の作成・活用方針の検討（共通）

・福祉や医療関係者等の参画を得て、取組を推進するための連絡会議等を開催することが望ましい

〔Step2〕計画作成の優先度に基づき対象地区・対象者を選定（共通）

〔Step3〕福祉や医療関係者等に個別避難計画の意義（目的、制度概要、作成の必要性等）や事例を説明

〔Step4〕避難支援者となる自主防災組織や地区住民に個別避難計画の意義や事例を説明

【Step5】市町村における本人の基礎情報の収集、関係者との事前調整等

【Step6】市町村、本人・家族、福祉や医療関係者等による個別避難計画の作成

・福祉や医療関係者等が当事者と避難についての対話、意見交換する
・関係者が一堂に会する地域調整会議を開催することが望ましい
・本人の心身の状況等によっては、本人宅で情報共有、調整を行うことも考えられる

【Step7】 作成したら終わりではなく実効性を確保する取組を実施

・ 避難支援等関係者への計画の提供 、更新、本人の状況等に応じた訓練の実施等を継続的に実施

福祉専門職の参画に関する取組

（地域支援者との意見交換）

○　計画作成のための各種会議に当事者の心身の状況をよく把握され、信頼関係も築いておられる福祉専門職が参加したことで、当事者（その家族）が話しやすい環境が整ったとともに、地域の支援者との活発な意見交換につながった（高島市）

（個別避難計画作成の同意促進）

○　ケアマネジャーが作成支援、同意勧奨を行ったことにより、今年度、個別避難計画の作成の対象とした避難行動要支援者全てが、同意を断らず、個別避難計画を作成できた（長崎市）

（防災会とケアマネジャーの連携）

○　防災会（地域）とケアマネジャー（福祉）が対象者を同行訪問し、聞き取りを行い、個別避難計画を作成（三原市）

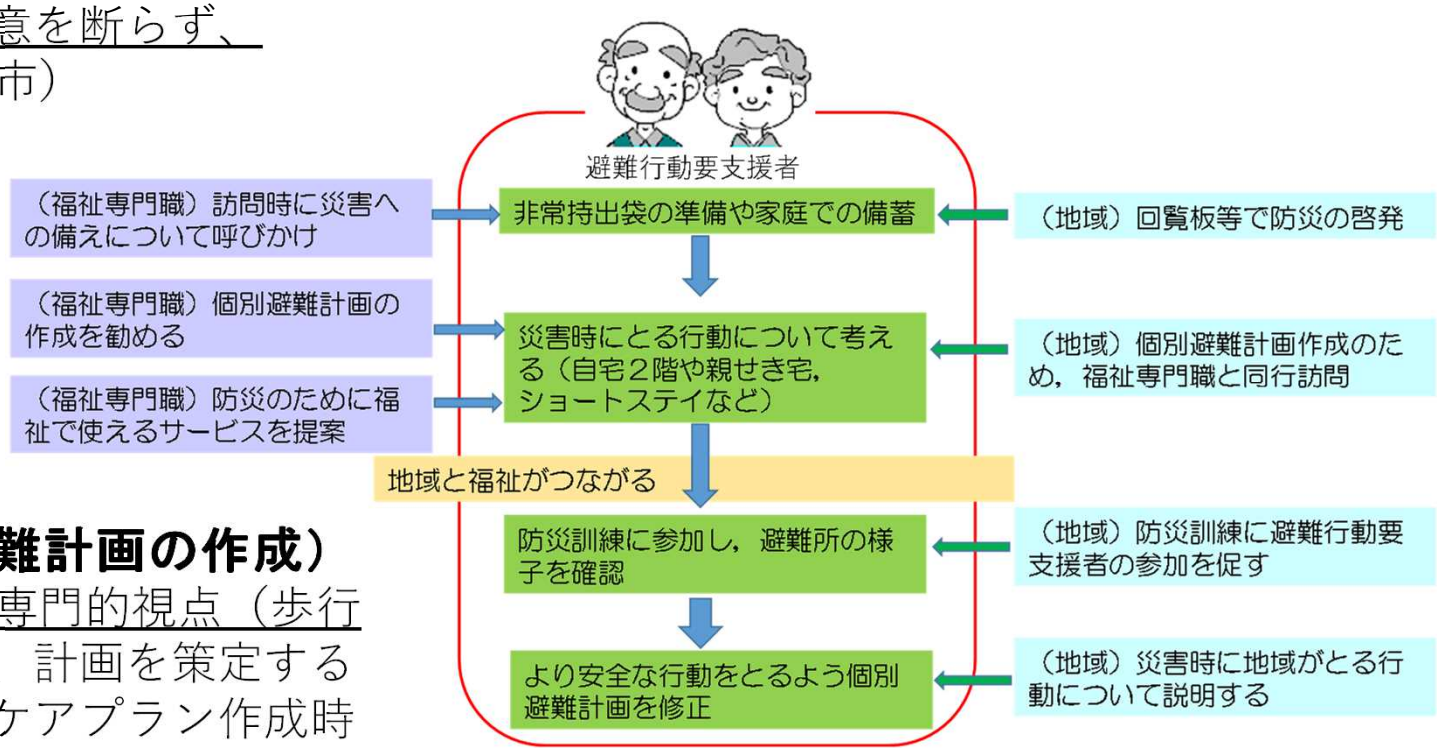

（専門的な視点を取り込んだ個別避難計画の作成）

○　福祉専門職と連携することで、専門的視点（歩行補助、移乗補助など）を取り込み、計画を策定するとともに、福祉専門職においてもケアプラン作成時にその情報を反映する（榛東村）

（既存の訪問活動時に情報収集）

○　福祉専門職が参画し、訪問による心身の状況、住環境、地域環境の確認を、既存の訪問活動に合わせて、情報収集していただく（黒潮町）

個別避難計画の作成に取り組むみなさまへ

○モデル事業の参加団体の取組を基に、作成手順を整理したものを、個別避難計画の作成に取り組む市町村の担当者や関係者の方々に向けて示しております。

（例１）

ケアマネジャー等の平素の取組の延長で取り組んでいただく場合

知る 学ぶ	ケアマネジャーや相談支援専門員など、本人のことをよく知る人や自治会など地域の関係者が集まり、住んでいる地域でおこる災害や避難について話し合い、個別避難計画のことを一緒に学び、考える機会を持ちます。
考える	避難行動要支援者の方が避難するために、事前に決めておかないといけない事柄をケアマネジャーなどの関係者と一緒にそれぞれの立場から考えてみましょう。
様式をつくる	避難のために事前に決めておかないといけない事柄をExcelやWord 等で個別避難計画の様式にします。
本人への説明など	ケアマネジャー等による毎月のモニタリングなどの機会を捉えて災害や個別避難計画のことを本人に説明し、作成の同意をいただきます。
みんなでつくる	ケアマネジャーなどの本人のことをよく知る人、自治会、本人や家族、保健所や市町村の職員などの関係者が集まり、情報を共有して、一緒に考え、個別避難計画の様式に書き込んでいきます。
完成	必要なことが書かれていることを確認して完成です。 （※本人や避難支援等実施者等と必要な情報を共有します。）

※裏面（２ページ）は、この手順で取り組むことにした場合など、すこしくわしく知りたくなったときにお読みください。

1

（例１裏面）

ケアマネジャー等の平素の取組の延長で取り組んでいただく場合（少しくわしい説明）

■個別避難計画の作成に向け、まず、防災、福祉、保健などの庁内の関係部局の職員が、連携して取り組もうとする意識を高めること、また、ケアマネジャーや相談支援専門員などの本人のことをよく知る人や、自主防災組織や自治会、民生委員、社会福祉協議会などの庁外の関係者等が、それぞれに、お互いの役割を理解しあって、連携・協働して取り組んではどうでしょうか。そのため、庁内・庁外の関係者同士の顔の見える関係づくりに取り組んでみませんか。また、計画作成の必要性を共有するためにも、まずは、庁内や地域の関係者に積極的に声をかけ、みんなで学び、考え、一緒に何かをやってみて、実感しあう、という経験をすることから始めてみませんか。

■まず、ケアマネジャー等の本人のことをよく知る人や、自治会など地域の関係者と、住んでいる地域でおこる災害や避難について【参考】学び、話し合い、個別避難計画の必要性について一緒に考える機会を持ちましょう【参考】ハザードマップを利用することなどが考えられます。

※ケアマネジャー等：介護支援専門員、相談支援専門員、保健師、看護師（地域看護ステーション）など

自治会以外の地域の関係者として考えられる関係者：自主防災組織、民生委員など（積極的に声をかけて関係者の参画につなげましょう。）

■どのような人から個別避難計画をつくればよいか、みんなで考えてみませんか。優先度にとらわれず、まずは、とりくみやすいところからでも大丈夫です。

※優先度を判断するポイントの例：ハザードマップ、本人の心身の状況や情報取得や判断への支援が必要な程度、独居等の居住実態や社会的孤立

※優先度は、個別避難計画を早期に作成するための手段であり、目的ではないことに留意してください。

※最初は試行的に、優先度が相対的に高くない人の計画作成に取り組み、一定程度ノウハウの蓄積が図られた後に優先度の高い人の計画作成に取り組むことは災害対策基本法の規定に反するものではありません。

■避難行動要支援者の方が避難するために、事前に決めておかないといけない事柄をケアマネジャー等の関係者と一緒に、それぞれの立場から考えてみましょう。

《記載等が必要な事柄》

○本人の氏名、住所又は居所、生年月日、性別、連絡先、避難支援等を必要とする事由

（＊氏名などの６項目は、避難行動要支援者名簿に記載されている事項です。）

○避難支援等実施者の

・氏名又は名称

・住所又は居所

・連絡先

（＊避難支援等実施者は個人でなく、自治会や自主防災組織などの組織や団体を記載することも可能です。）

○避難先

（＊指定福祉避難所、指定一般避難所の福祉避難スペース、親戚知人宅、自宅（屋内安全確保の場合）などの名称等を記載します。）

○避難経路

（＊経路上の段差やスロープなど、避難するために本人や避難支援等実施者が必要とする情報が盛り込まれていれば、文字だけでも問題ありません。地図を貼り付けることや、履歴や絵を描くことは必須ではありません。）

（例）自宅（○○村○丁目○番地○号） ⇒ 村道○号線 ⇒ 自宅の近くにある○○公民館２階の休憩室（○○村○丁目○番地○号）

■避難のために事前に決めておかないといけない事柄をExcelやWord等で個別避難計画の様式にします。

■ケアマネジャー等による毎月のモニタリングなどの機会を捉えて災害や個別避難計画のことを本人に説明し、作成の同意をいただきます。

※初めは、ケアマネ等から本人容態を聞きながら、作成の難易度が比較的低く、同意や協力を得られそうな人からお願いしてみることも考えられます。

※市町村職員も一緒に訪問し、ハザードマップなどの災害関係の説明は市町村職員がやることが考えられます。

※感染防止等のため、書面を送付することで説明することや、電話などで行うことなども考えられます。

■ケアマネジャー等、自治会、本人や家族、保健所や市町村の職員が集まり、情報を共有して、一緒に考え、個別避難計画の様式に書き込んでいきます。

※ケアマネジャーなどが関係者に声をかけて開催するサービス担当者会議（調整会議）を「関係者が集まる場」として活用することも考えられます。

※感染防止等のため、書面を送付することで説明することや、電話などで行うことなども考えられます。

■避難の確保と避難支援等の実施に必要なことが記載等されていることを確認して完成です。

■個別避難計画の作成後は、可能な範囲で、本人・家族・避難支援実施者、ケアマネジャー等と一緒に、計画内容に沿った避難訓練を実施し、避難の実効性の確保や内容の改善に取り組むことも考えてみませんか。

※避難訓練の例：玄関先まで出ること、避難先の施設まで歩くなど実際に移動を体験すること、避難先の施設の中で実際に過ごすこと　等

※市町村が実施する福祉避難所開設訓練などに参加することも考えられます。

■避難行動要支援者の心身の状況等は変化します。計画の更新を念頭に置いておきましょう。

2

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/r4kohou.html

２．福祉避難所の指定及び直接避難について

福祉避難所の指定について

＜課題・背景＞

○障害のある人等については、福祉避難所ではない避難所で過ごすことに困難を伴うことがあるため、一般避難所への避難が難しい場合があり、平素から利用している施設へ直接に避難したいとの声がある

○指定避難所として公表されると、受入れを想定していない被災者の避難により、福祉避難所としての対応に支障を生ずる懸念があるため、指定避難所としての福祉避難所の確保が進んでいない

（「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」令和２年12月24日）

対　応

○指定福祉避難所の指定及びその受入対象者の公示（災害対策基本法施行規則の改正に伴う措置）

・指定避難所について、指定福祉避難所を指定一般避難所と分けて指定し、公示する

・指定福祉避難所の受入対象者を特定し、特定された要配慮者やその家族のみが避難する施設であることを指定の際に公示できる制度を創設

※「高齢者」、「障害者」、「妊産婦・乳幼児」、「在校生、卒業生及び事前に市が特定した者」など受入対象者を特定した公示の例を記載

→受入れを想定していない被災者が避難してくる懸念に対応し、指定福祉避難所の指定促進を図る

現　状

（令和3年12月１日現在）

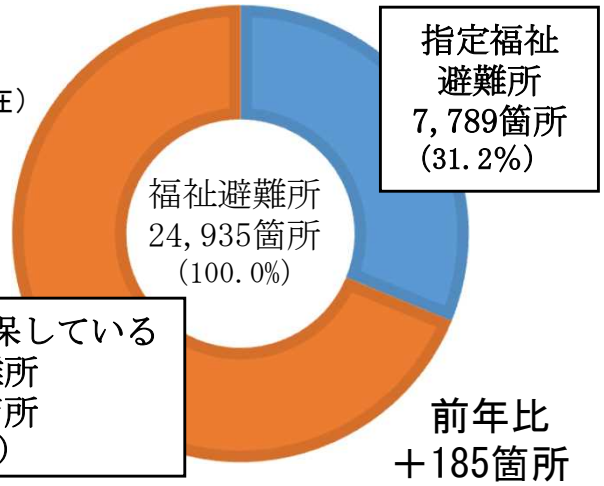

前年比
＋185箇所

近年では特に、新型コロナウイルス感染症の対策等として、避難所における十分な避難スペースの確保等が求められている

→想定される避難者数を勘案した上で、指定避難所の一層の指定をお願いしたい

→併せて、受け入れ対象者を特定し公示することの積極的な検討をお願いしたい

福祉避難所への直接避難

【有識者会議における指摘】

○「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ（最終とりまとめ）」

・指定避難所の一般避難スペースで生活することが困難な高齢者や障害のある人等が避難するに当たり、福祉避難所が二次避難所として運用される場合には、福祉避難所へ発災後、直ちに直接の避難ができないとの指摘がある。

・障害のある人等については、福祉避難所でない避難所（以下「一般避難所」という。）で過ごすことに困難を伴うことがあるため、一般避難所への避難が難しい場合があるとの指摘がある。こうしたことから、平素から利用している施設へ直接に避難したいとの声がある。

・地区防災計画や個別避難計画等の作成を通じて、避難先である福祉避難所ごとに、事前に受入対象者の調整等を行い、避難が必要となった際に福祉避難所等への直接の避難を促進することが適当である。

【実施にあたってのポイント・留意点】（取組指針、ガイドライン等より）

○指定福祉避難所へ直接に避難する者について、地区防災計画や個別避難計画等の作成プロセスを通じて、事前に指定福祉避難所ごとに受入対象者の調整等を行うこと。

○要配慮者の意向（近所の人と一緒にいた方がいい等）や地域の状況等に応じ、地区防災計画及び個別避難計画により、指定一般避難所等の一般の避難所内の要配慮者スペース等を活用することも考えること。

○被災者の直接の避難を想定していない指定福祉避難所にあっては、災害規模や状況に応じて、支援者の到着が間に合わない等、災害発生後初日に開設が間に合わない場合もあるため、市町村においては発災直後の要配慮者の避難先の確保について必要な検討を行うこと。

○避難支援等関係者への情報共有にあたっては、指定福祉避難所の受入対象となる本人又は家族等の理解を得た上で、どの程度の情報を提供して差し支えないかを確認して、情報を整理し共有しておくこと。

○非常用発電機等の設備の準備等について、指定福祉避難所の施設管理者等とあらかじめ調整し、必要な支援を行うこと 。

（参考）福祉避難所に直接に避難する仕組みと、一般避難所内の福祉避難スペースに避難してから福祉避難所に避難する仕組みを構築（新潟県上越市）

社会福祉法人等の協力を得て、高齢者福祉施設や障害者福祉施設を福祉避難所に指定。

福祉避難所は、要介護認定のある高齢者（要介護度４又は５の認定を受けた人のうち、特別な医療ケアが必要な人、ひとり暮らしの人、高齢者のみ世帯のいずれかに該当する人）及び障害のある人（身体障害者手帳１級又は２級、精神障害者保健福祉手帳１級、療育手帳Aのいずれかを所持している人のうち、障害支援区分５又は６の認定を受けた人）を対象。

あらかじめ市の聞き取り調査を終えて、避難する福祉避難所が指定されている人は、自宅から直接に避難。

福祉避難所が指定されていない人は、まずは近くの指定避難所内の福祉避難スペースを利用。

《避難のイメージ》

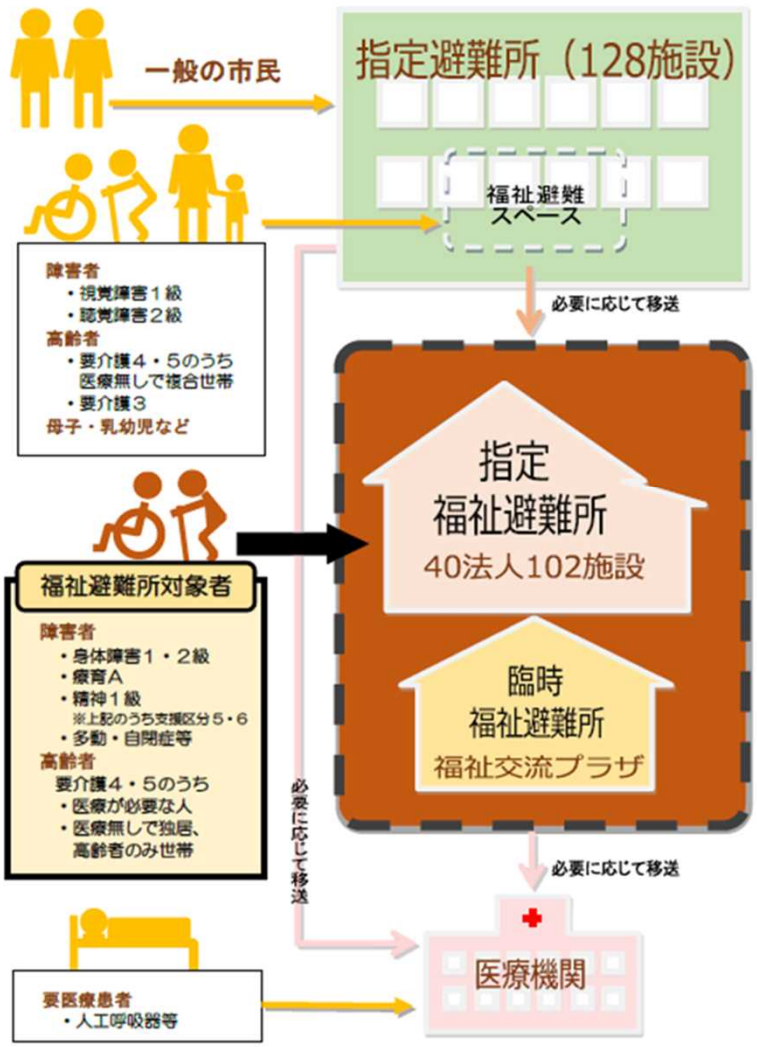

（備考）内閣府「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」より。

３．その他の取組
～クラウド型被災者支援システム・災害ケースマネジメント～

避難行動要支援者に関するシステム整備の状況

○　内閣府では、各自治体が共同利用できるクラウド上で、住民情報と被災情報を連携して被災者支援に活用することを可能とする**被災者支援のための基盤的なシステムについて、開発したところです。**

○　本システムは、**自治体の被災者支援に関するシステム整備促進を目的**に**「クラウド型被災者支援システム」として構築**し、**令和４年度から地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が運用を開始しています。**

○　本システムの導入により、住民基本台帳情報をベースとして容易に被災者台帳の作成が可能となるほか、マイナンバーカードを活用して罹災証明書や被災者生活再建支援金、災害弔慰金や罹災証明書等のオンライン申請、罹災証明書のコンビニ交付、避難所の入退所管理等が可能となります。

○　また、本システムには、**避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成・更新事務を効率的に行える機能を備えています。**例えば、**各自治体で既に作成済の名簿や、既存福祉システムからの情報の入力が可能**である他、要介護度や独居等の状況を検索し計画策定の**優先度の高い要支援者を抽出すること等が可能**です。

○　市町村の業務の円滑化・効率化、被災者支援手続きの迅速化や被災者の負担軽減が期待されることから、**各市町村においては、本システムの導入について積極的な検討をお願いします。**また、**各都道府県においては、管内市町村への周知をお願いいたします。**

クラウド型被災者支援システムの概要

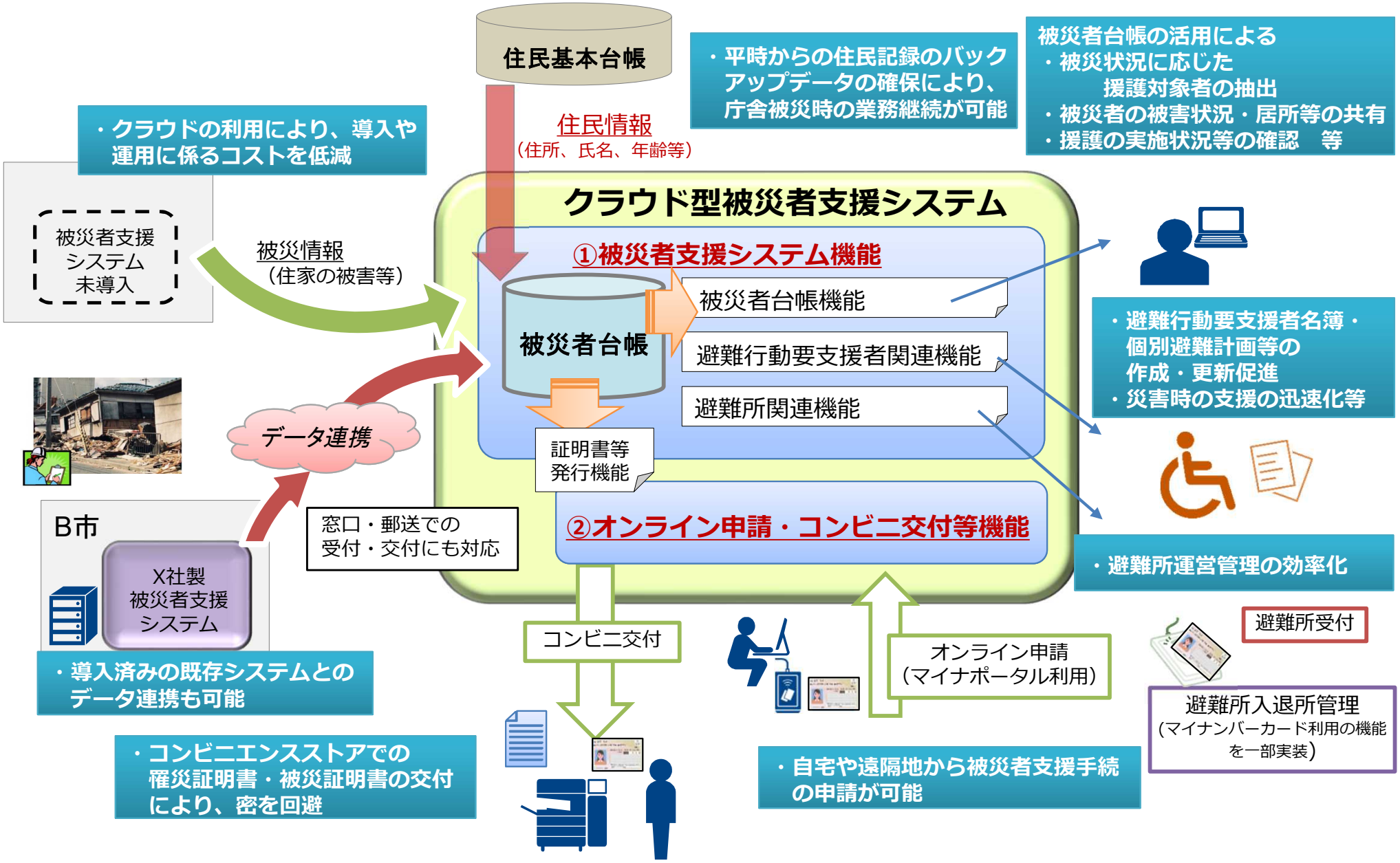

クラウド型被災者支援システムの活用イメージ（平時）

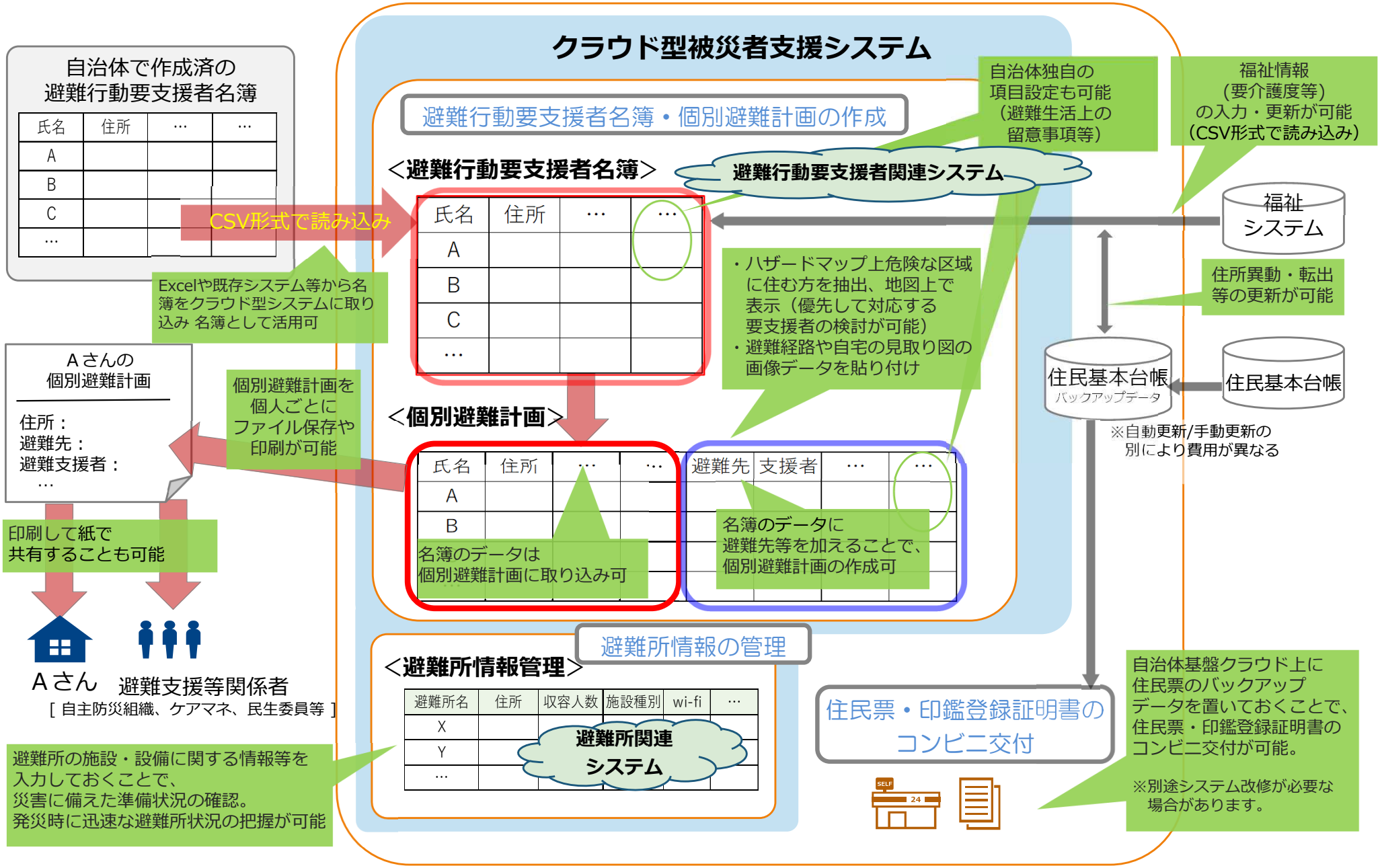

※画像はイメージであり実際のシステムの画面とは異なります

クラウド型被災者支援システムの活用イメージ（発災時）

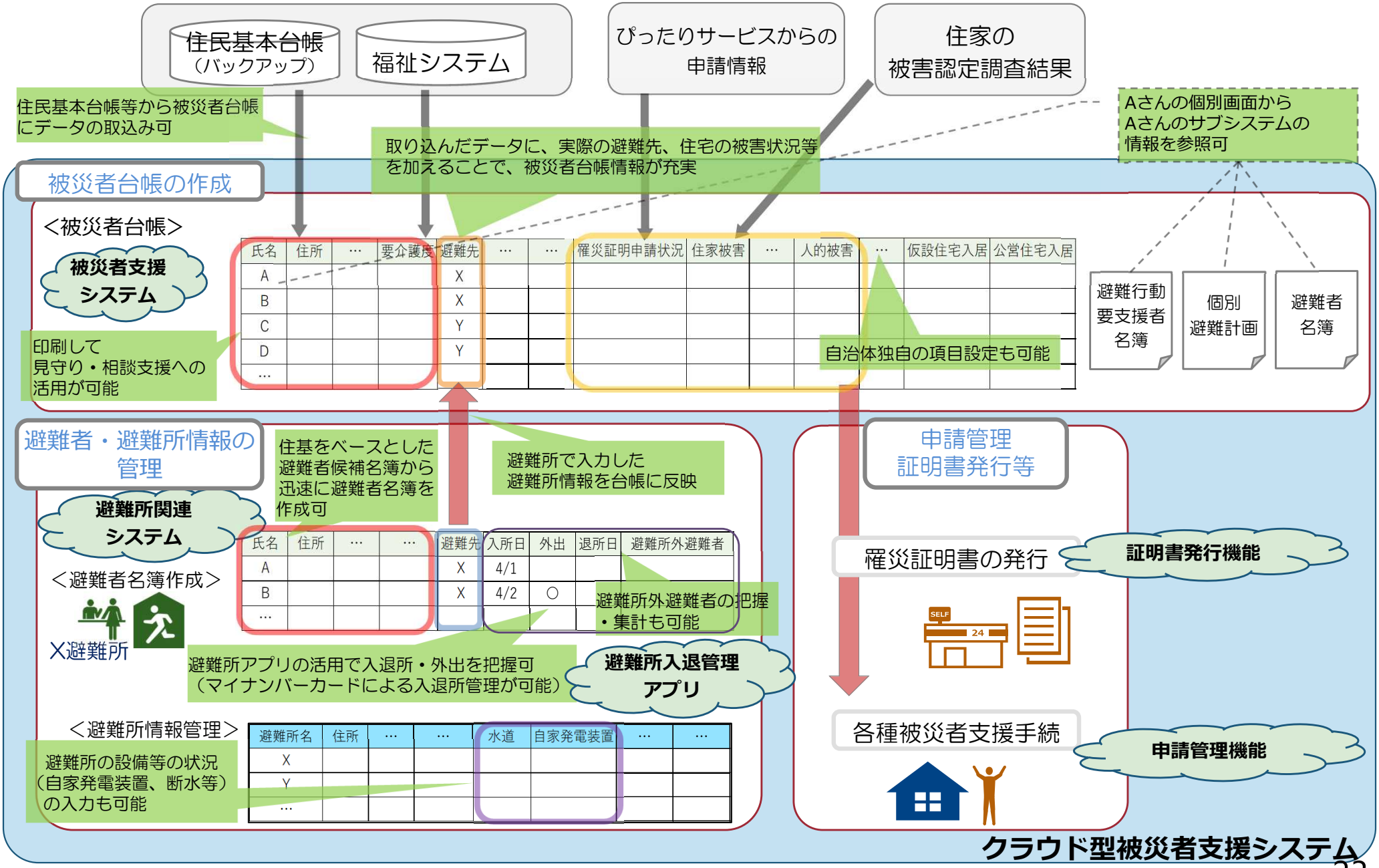

※画像はイメージであり実際のシステムの画面とは異なります

一人ひとりに寄り添う被災者支援（災害ケースマネジメント）の実施について

経　緯

〇東日本大震災で被災した仙台市では、仮設住宅入居者の生活再建を進めるため、当初、書面によるニーズ調査を実施したが、未回答の世帯にこそ深刻な課題があることが判明。

〇そのため、仮設住宅入居者に対し、①個別訪問を実施し生活の状況等の把握を行った上で、②個々の世帯が抱える課題の整理・分析、③NPOや専門家等の支援者間の情報共有と役割分担の明確化を行うことにより、多数の被災者を効率的に支援し迅速な生活再建につなげることができた。

〇このような一人ひとりに寄り添う被災者支援の取組は、以降の災害でも一部の自治体で実施されている。

＜取組例＞

- 東日本大震災（平成23年）　宮城県仙台市、岩手県盛岡市
- 平成28年台風第10号　岩手県岩泉町
- 平成28年鳥取県中部地震　鳥取県
- 平成30年７月豪雨　岡山県倉敷市、広島県坂町、愛媛県大洲市
- 平成30年北海道胆振東部地震　北海道厚真町
- 令和３年８月の大雨　佐賀県大町町
- 令和4年8月3日からの大雨　新潟県村上市、関川村

内閣府の取組

令和３年度	・防災基本計画に災害ケースマネジメントに関連する記載を追加 〇国〔内閣府，厚生労働省〕及び地方公共団体は，被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう，見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに，被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。 ・先進的な取組を行う自治体の事例を集めた取組事例集を作成・公表
令和４年度	・災害ケースマネジメントの標準的な取組方法をまとめた手引書を作成・公表予定（３月） ・災害ケースマネジメントの平時の準備状況などの自治体の取組について調査を実施中
令和５年度以降	・取組事例集や手引書を活用し、地方公共団体職員、福祉関係者、NPO等の幅広い関係者を対象とした説明会などの周知・啓発を実施

（参考）災害ケースマネジメントに関する取組事例集（令和４年３月公表）の概要

○　自治体の中には、既に災害ケースマネジメントを実践しているところもあるが、全国的な取組状況は十分に共有されていないため、今後、この取組が全国的に広がるよう、先進的な取組を進めている自治体の好事例を収集・分析した取組事例集を作成。

個別訪問の様子
（鳥取県：平成28年鳥取県中部地震）

関係者による情報共有会議
（大町町：令和３年８月の大雨）

取組事例集の目次

1. はじめに
2. 災害ケースマネジメントの取組状況
   - アンケート調査概要
   - 都道府県調査結果
   - 市区町村調査結果
3. 災害ケースマネジメントに関する取組事例
   - 総論
     - 災害ケースマネジメントに取り組んだ経緯・背景、取組概要
     - 災害ケースマネジメントを実施したことによる効果
     - 災害ケースマネジメントを実施してみての反省点・改善点
     - 今後の展望
   - 各論
     - 災害ケースマネジメントの実施体制
     - 災害ケースマネジメントの支援対象者・把握方法、支援の実施方法
     - 災害フェーズ・時系列ごとの取組内容
     - 災害ケースマネジメントの実施に当たっての関係者での情報共有方法
     - 被災者台帳等の活用・共有の状況
     - 個別ケースの事例
     - 災害ケースマネジメントの実施に当たって活用したツール
4. おわりに
   - 取組状況等の調査を踏まえた課題
   - 今後の取組の方向性
   - 謝辞

紹介事例の概要

※原則、発災順に掲載

仙台市（宮城県）	東日本大震災（2011年３月11日）
東日本大震災での被害を踏まえ、市が「被災者生活再建推進プログラム」を策定し、応急仮設住宅への個別訪問による見守り支援等を実施して生活再建を進めた、我が国における先駆的な事例。	
盛岡市（岩手県）	**東日本大震災（2011年３月11日）**
東日本大震災による津波被害が大きかった沿岸部等から盛岡市に避難してきた広域避難者を対象として、専門の支援拠点を設け、相談窓口の設置や個別訪問等を行った事例。	
岩泉町（岩手県）	**平成28年台風第10号（2016年８月30日）**
民間団体が中心となって設置した被災者の相談窓口を、町の事業として位置付けて定期的な事業とするとともに、応急仮設住宅の入居者への個別訪問を行うなど、官民が連携して体制を構築し支援を行った事例。	
鳥取県	**平成28年鳥取県中部地震（2016年10月21日）**
発災後1年半が経過しても、家屋修繕が進まない世帯が一定程度残っていたことなどを踏まえ、県の条例に関連規定を創設し、専門の支援チームを設けるなど、県主導により市町や社会福祉協議会と連携して、個別訪問や相談支援等を行った事例。	
倉敷市真備地区（岡山県）	**平成30年７月豪雨（2018年７月７日）**
倉敷市真備支え合いセンター（運営：市社会福祉協議会）を設置し、岡山県くらし復興サポートセンター（県の後方支援組織）とも連携しながら、倉敷市外へ避難・転居した世帯も含めて個別訪問や見守り相談支援等を行った事例。	
大洲市（愛媛県）	**平成30年７月豪雨（2018年７月７日）**
県主導により、市に地域支え合いセンター（運営：市社会福祉協議会）が設置され、当該センターによる個別訪問や相談支援等を行ったほか、県の地域支え合いセンターを含めた多様な支援関係者が参画する連携会議等を通じて情報共有や連携が図られた事例。	
厚真町（北海道）	**平成30年北海道胆振東部地震（2018年９月６日）**
生活支援相談員（町社会福祉協議会）を中心として全戸訪問を実施するとともに、被災者の支援ニーズにあわせて、町独自で住まいの再建に係る支援制度等を創設して支援を行った事例。	
大町町（佐賀県）	**令和３年８月の大雨（2021年８月14日）**
2年前の水害を契機に、関係者による連携会議をはじめとした被災者支援の体制が構築されていたことを踏まえ、早期の段階から、町の専門部署（地域おこし協力隊員を活用）を中心として、NPO等とも連携しながら、個別訪問や見守り相談等を行った事例。	